

# 女三の宮の読癖について

三 沢 謩 治 郎

云々、后腹ノ女三宮ナ給ヒヌ、帝后イトコトニ思ヒ聞ニ給  
ヘル宮ナレバ〔〔寺ニ源氏物語ニ因リテ名高キ源氏ノ君  
ノ第二ノ夫人ノ称。〕〕

○によしのみや 貢之集、延喜十八年二月、女四ノ宮ノ御妻上ノ  
屏風ノ歌。

源氏物語の中の女性「女三の宮」の読み方について、年配の人は多く「によ三の宮」と読み、この節は「をんな三の宮」に一定している。観がある。「によ三の宮」の方は一種の読癖と見るべきものであろうが、従来行われたその読癖がなぜ捨てられたのであるか、いろいろ疑問に思われる所があるので、困難な問題ではあるが、少しく管見を整理して見て、諸賢の垂教を煩わしたい。

右は「女三の宮」だけに限らず、「女一宮」「女二の宮」の場合も同様であり、どうかすると「女四の宮」「女五の宮」も同趣になるかと思う。而して「女六の宮」以下は全く別の問題となろう。これは語の発音の便宜上から生じた一種の読癖と考えられるから、一から十までを理論的に一貫することは却って妥当でない。

先ず、辞書に当つて見ると、大辞海には、(傍線は今施したもの)。  
○によいちのみや 皇女ノ長女ニマシマスモノ。皇長女。宇津保  
物語、藤原君「時ノ御門ノ御妹、女一宮ノ御子ト聞ユル后  
腹ニオヘシマス。」

○によいのみや 皇女ノ第二ノ宮。

○によさんのみや 「皇女ノ第三ノ宮。源、九、葵五、「齊院モ

○によいのみや ○によさんのみや ○によさんのみや  
新村博士の「言林」には、  
○によいのみや ○によさんのみや  
があり、「をんな三の宮」「をんな三の宮」は無い。同じ編者の「辞苑」にも  
○女三宮(によいのみや)源氏物語中の朱雀院の第二の皇女で柏木右衛門督の妻となつた人。

とあり、其他は見当らぬ。最近の「新辞苑」にいたつて、  
○おんなのみや ○おんなさんのみや

の別称を加えた。平凡社「大辞典」には、

○女一宮（ニヨイチノミヤ） ○女二宮（ニヨニノミヤ）

「源氏物語（ニヨサンノミヤ）源氏、葵「香院も……后院の女三宮

お給ひぬ。」朱雀院第三皇女で源氏の夫人となつた。（そ

の他淨瑠璃・長唄を禁げた。）

○女三宮（サンナサンミヤ）

と「女三宮」だけは双方の訛方が示されている。

テキストとして池田博士の作られた「校異源氏物語」には読仮名を

附けてないので不明であるが、「源氏物語大成」の索引によれば、

○「をんないちのみや」 ○「をんなのみや」

○「をんなさんのみや」 ○「をんなしのみや」

○「をんなごのみや」を主として出し、又、別に、

○「によさんのみや」（をんなさんのみやヲ見ヨ。）

と双出の形をとっている。吉沢博士の「校異源氏物語新訳」の本文にも読仮名は無いが、その索引によれば

○「をんなにのや」 ○「をんなさんのみや」

で、この書には「によ三の宮」等の訛癖は一切採り上げていない。

以上挙げたところを一まとめ整理すると、

(A) 「によ三の宮」を探って「をんな三の宮」を探らぬもの、

「大言海」、「言林」、「辞苑」。

(B) 「によ三の宮」「をんな三の宮」の双方を探ったもの

「大辞典」「新辞苑」「源氏物語大成」。

(C) 「をんな三の宮」を探って「によ三の宮」を探らぬもの、

吉沢「源氏物語新訳」

の三種となる。現代に行われる数々の源氏物語解釈本は「女三の宮」「女三の宮」としたままで訛方を示さぬものが多く、与謝野晶子「現代訳」、佐成氏「対訳」など皆然りである。本文に読仮名を附したものとして管見の範囲では、金子元臣「定本源氏物語新解」（大正十四年刊）、「物語日本文学」（昭和十一年刊）、「谷崎源氏物語」（昭和十四年初刊）など、何れも「をんな三の宮」を探って居り、即ち(C)種に属するものといふべきであろう。

読仮名をつけぬ書は、「女二の宮」「女三の宮」は訛方がすでに明らかであつて、迷うべき何ものも無いという意味あいからそのままに放置してあるのか、或はまた「によ三の宮」「をんな三の宮」何れに読んでも違つかえないという意味からなのであるか甚だ明らかでない。

## II

「によ三の宮」という訛方が明確に使われた例は、周知の通り、近松作の淨瑠璃「大経師昔暦」である。

「唐猫が……ころり炬燵にしなだれて、瘦くもおのが恋ならん、それは昔の女三の宮、これはおさんの当世女。」

師承を重んずる語り物のことであるから、この訛方は確實なものといつてよろしかろう。ただし、この訛方が或は民間に於ける勝手な百姓よみの一類であったかも知れぬという疑問も起り得るが、下に引用する本居宣長の「玉がつま」の文中に

「女一ノ宮、女二ノ宮など申す女ノ字、音によみならへども……」とあるから、少なくとも「玉がつま」の成った寛政の頃（一七八九）には学

者間に「般に一によ」の宮」「によ三の宮」、従って「によ三の宮」といふ說方が行われた（一面をんな）の宮等々の說方が行われなかつた）ことは確かであろう。更に、それから推して考へれば、近松が「おさん茂兵衛」の心中事件を取した正徳の頃（一七二五）にも「によ三の宮」という說方が一般に行われ、学者も亦そう說んだであろうという推定が成立し、これを庶民的な俗說みとして無下に斥けることは困難にならぬ。

〔大經師〕から更に三十数年さかのぼつた「源氏物語湖月抄」

〔七三〕には古抄類を多く引いて、その中の「細流抄」

〔六三〕「孟津抄」（七五）の注文に、（黒点は今施したもの）

〔細〕猫を女三へこひ給へるなり。

〔孟〕朱雀ばかりを女三の御たのみあるほどにとの事也。

〔細〕この御こと〔孟〕女三の事也。

〔孟〕女三へ重宝ましらせらるゝ也。

〔孟〕紫上を源のあつかよやうに女三をする人あれかしとの心

也。とある。この「女三」という表現は細注の性質上極端に省略した形に違ひはないけれども、正文の訓み方が正しく「をんな三の宮」で

あることを意識していたのならば果してこれを省略して「をんな三」としたかどうか疑わしい。常識的に考へても細流抄の三条西公条や孟津抄の九条通が「によ三の宮」という言語意識をもつてゐたが故にこそ省略して「女三」「によ三の宮」と言い放したのであろう。これは後年「柳橋」が

老いこんだ女三火鉢の猫を抱きと詠んだのと一脈連系のあるものと考えられる。

室町中期から末期に亘つて作られたといふ「お伽草子」を看るとそ

の「猿源氏草子」に（岩見文庫本、一三〇頁）

①「源氏の大将は女三の宮を御寵愛ありしに、程なく恩召すて

させ給ひ……」

②「女三の宮は、簾近く懸けさせ、鞠を御賞ありしに……」

③「その隙より右衛門督、女三の宮を一日見給ひしより……」

④「その後は御訪れも無かりしかば、女三の宮御様を変えさせ給

ふ。」

とあり、著者の島津博士は①に「によさん」と說仮名を施しているが、これは原本にそう有つたのか或は著者の便宜に施したものか、今私にはつきりとはわからないが、有明堂文庫本（藤井紫影博士校）には振仮名がないから原本にも無かつたのであろう。右は散文の常として、どちらにも諷諭ることだから、原本に振仮名があるのでなければ、これが当時の說方だと断定するわけにはいかぬが、然し「大經師」や「細流抄」「孟津抄」の略形と時代的に縁づけて考へると、右をば強いて「をんな三の宮」でなければならぬといった論拠は何處にも見出せない。

更に時代を溯上して、鎌倉時代の歌謡「宴曲」になると、

源氏恋

朱雀院の間ひし御心。(く)ちてもいかが恥ぢさらむ。(口)女三の宮の柏木も。(く)葉の行末と思へば。更に疎みも終てられざりけり。……

(伏特)の月さし出でて。(く)先づ女三の宮を見翠れば。人より殊に小

さくじ。……

韻文である所から謡方に可なりの制約が生じる。宴曲は平安末期の雜芸に由来し、鎌倉時代に貴族の宴席の余興として歌われたものと承知して右の数句を一齊すると、音数律は、

(イ) 7 5 (ロ) 7 5 (ハ) 7 5 (二) 7 8

(ホ) 7 5 (セ) 2 7 5 (或は 7 7) (ト) 7 5

(イ)の「先づ」を間接的副詞と見て切り離し、「見まつれば」とよめば 7 5 となる。「見たまつれば」とすれば 7 7 となる。何れにしても一種の諧調を保っていることは言うまでもあるまい。(ロ)(ハ)の「によざん」という擬仮名は高野博士の「日本歌謡集成」に見えるもので、原文との関係については私にはやはりわからないのだが、調子の上から観て宴曲の「女三の宮」が「によ三の宮」とうたわれたであろうことは殆ど疑いの余地がないといってよいではなかろうか。

平安末から鎌倉初期へかけて成ったと觀られる「源氏物語繪巻」の仮名勝ちな絵詞は最も参考になる筈であるが、残念なことに、現存のものには該当の部分が無い。又、「狹衣」「大鏡」「無名草子」「夜半の寝覚」などに「女三の宮」という名は見えるが何れも謡方が明らかでない。

### 三

江戸時代の寛政期から鎌倉時代の宴曲まで翻上した「によ三の宮」

という説辭は、これに対する反証と見るべきものが一も見当らない(というより私が知らない)ところから、この謡方はどうやら前後を一貫しているように思われる。こういう長い伝統のある説辭が、現代の

大正期(金子元臣新解を目標とする)に入りて、どうして俄かに「をんな三の宮」と訂されることになったのだろうか。まことにその根柢が知りたく思う。

そうちた根柢の一つかと思われるものに、前記した本居宣長の一文がある。「玉がつま」卷四に、

女一ノ宮・女二ノ宮など申す唱へ

女一ノ宮、女二ノ宮など申す女の字、音によみならへれども、栄華物語などに、男一ノ宮、男二ノ宮などもある男は音にはよむべくもあらず、必ずをとこ一ノ宮などとよむべければ、女もいにしへは、をんな一ノ宮、をんな二ノ宮などぞよみづらむ。ことわりをもて思ふにも、字音にはよむまじきよき也。

とある。宣長のこの文は、意見というほどのものでもない、ちょっとした思いつき程度のものであるが、それでも一応成程と思わせるところがある。然し、冷静に考えてみるといろいろ疑問が起る。まず、その文旨を分析してみると、

(A) 女一ノ宮・女二ノ宮など申す「女」の字、音によみならへれども。(既出)

(B) 栄華物語などに男一の宮・男二の宮などもある男は音にはよむべくもあらず、必ずをとこ一の宮などとよむべければ、

(C) 女もいにしへはをんな一の宮・をんな二の宮などぞよみづら

(D) ことわりをもて思ふにも、字音にはよむまじき也。宣長の考の基礎になつてゐるのは(B)栄華物語の「男一の宮」「男二の宮」にある。一体、中古の物語類を見ると、男にはただ一の宮・二の宮・

三の宮と呼び、これに対し区別する意味で女には「女の宮」「女の宮」「女三の宮」と呼ぶのが一般である。特別に「男」を冠して「男一の宮」「男二の宮」と呼んだ例は少ないのではないか。今、宜長が指したと思われる「栄華物語」の本文の一部を引いて見ると、

按察の御息所、男三の宮、女三の宮産み奉り給ひつ。又この九条殿の女御、男四五の宮うまれ給ひぬ。又宜龍殿の女御、男六八の宮うまれ給へりけれど、六の宮ははかなくなり給ひにけり。八の宮ぞたひらかに坐しける。麗景殿の女御、男七の宮、女六の宮うまれ給ひにけり。式部卿の宮の女御、女四の宮う産み奉り給へり。廣庭の御息所、女五の宮うまれ給へり。按察の御息所、男九の宮うまれ給ひなどして、又九条殿の女御、女七九十の宮など數多さし続きうませ給ひて猶この御有様、世に勝れさせ給へり。(月の宮)

宮でなければならぬと云つたとしたら、そこには考え方の柔軟性が缺如していることを痛感する。

(C) 女もいにしへは、「をんな」の宮、「をんな」の宮など。よみづらむ。

と、強い推量表現ではあるが断言を避けている。だが、最後に、

(D) ことわりをもて思ふにも、字音にはよむまじきつゝき也。

と述べたのは、いささか腑に落ちない。思うに「一の宮」の「みや」が和訓ゆえ、「いちのみや」も和訓語であると考え、そこで「女」も「をんな」とあるべしという意らしいが、理窟をいえば、「一の宮」の「いわ」は字音だから、その上につく「女」が「によ」になつてもさしつかえないことになる。

例えば「女別当」の如き、「賀木」「添櫻」「総合「に」女くたう」と見え、「をんな」か「によ」か、これだけでは明らかでないのだが、今にいたるまで一般に「によべたう」という誤解が、さして疑問もなく伝えられているから、これは宜長流の論旨にあてはまるが、然し、又、「女戦人」(によくらうど)と名目抄に見える」という例もある。即ちこれは「によ」という字音が「くらうど」という和語の上にかかる。一体、「女戦人」という語は、「男戦人」という語に対するものではなく、單なる「戦人」に対するもので、特に取立てて鮮明に「をんな戦人」と呼ぶことを避けて、ひびきの柔かな、興音よみの「戦辯」が生じたのではないかろうか。

以上のようなわけだから、宜長の説だけによっては平安時代における「によ」の宮」「によ二の宮」「によ三の宮」の誤解を否定するこ

とに養成はできない。しかも又、反対に平安時代にそしした読解が存

在したという確証もない。要するにわれわれとしては、前記した通り、鎌倉時代まで翻つて見た読解の伝統に信頼するより外に方法がないと言るべきではあるまい。

#### 四

道長自筆の「御室闇白記」が近年「大日本古記録」に収めて励行せられた。その中に注目すべき二三の用字例がある。(この闇白記は上中下三冊に収まるところを、上中の二冊だけが刊行を見た。その後、下冊が刊行せられたかと思うが、この小論を書く時には未刊であるので、そのまま進行する)道長の用字には、宛字・代用字というべきものが相当多く、「他姓人」を「他生人」に、「被立寄」を「被立頼」に、「免罷車」を「晚罷車」に、「勸学院」を「観覺院」に表記したような奔放性をもっている。

特に「女」という字だけに限って、こまかく調べて見たところ、

(A) 「女房」とあるべきところを「女方」△と書いた例が一見す

右の二条は古記録本の校合によれば、松岡本、壬生本「女房」とあ

り、又、私の調べたところでは「古典全集本」では(1) (2)とも

「女房」とある。

(C) 「女子」とあるべきところを「如子」と書いた例が一見する。即ち、

(3) 寛弘四年六月五日(古記録本、上二〇四頁、平松本)

古記録本によれば、「如」の左に「ヒ」の誤字標がある。古典全集本ではこの部、「女子」とある。

一体「日本古典全集」(大正十五年刊)では、「御室闇白記」を上下二冊に収め、その解題にすれば、陽明文庫にある道長自筆本、および頬通所写本は目暗せず、自筆本、頬通本を移写した宮内庁の二本によった由であるが、この古典全集本には右の「女」「如」代用の例が可なり数多いことに注目せられる。

(A) 「女房」と書かれたもの、約四百四十箇所以上。

この外「古記録本」で「女房」とある所を古典全集本で「女房」としたのが八箇所ある。

(B) 「女房」△「如方」の例は五箇所。即ち、

1. 寛弘五年二月十二日(古記録本は内女房)

2. △ 年九月十日(△ 女房)

3. △ 七年三月十四日(△ 女房(倫子)と傍注あり、これは古記録本編者の加記。)

右の例の中には或は「をんながた」と読むべき所もあるかと思われるけれども、多数の例の中には

「家女房」「女房車」「上女房」「内女房」(別に内女房ともあり)「女房装束」「宮女 方」などとあるから、「女房△」の意に用いられたことは明らかである。同じような用法と思われるものに

(B) 「女房○」とあるべきところを「如方」△と書いたところが二見

する。即ち、

(1) 寛弘二年十一月三日(古記録本、上一大四頁、平松本)

(2) 長和三年六月二日(△ 中二二六頁、平松本)

古記録本によれば、松岡本、壬生本「女房」とあり、又、私の調べたところでは「古典全集本」では(1) (2)とも

4. ハ 八年七月廿三日（ハ 右と全く同じ）
5. 長和二年八月十六日（ハ 女方）
- (C) 「女子」＝「如子」の例はない。
- (D) 「女御」を「如御」とした例、三箇所。
1. 長保元年九月七日（古記録本、女御、自筆本）（古写本は  
女御）
2. ハ 六年正月十日（ハ ハ ハ）（ハ ハ）
3. 寛弘二年正月十日（ハ ハ ハ）（ハ ハ）
- この外「長保二年正月七日」の分は「如御就経座敷座」  
とあり、意不明につき削除。
- (E) 「女官」を「如官」とした例、一箇所。
- 長保二年二月廿七日（古記録本、女官、自筆本）（古写本、  
女官）
- (F) 「女一宮」を「如一宮」とした例、一箇所。
- 長保六年九月廿五日（ハ 女一宮、古写本）
- 以上挙げた古典全集本によれば、「如」を「女」の代用とした一種  
の傾向が確かにこの書にあることが看取せられる。これは概観する  
に、字音「ニヨ」或は「ニヨウ」となる部分に対してだけ、そのよう  
な用が時代々行われたものと思う。抄物書きにおいて「如」の代用に  
「女」を用いたことは知られているが、それは筆画の省略であつて抄  
物の性質上頗当な傾向であるが、「女」の代用に「如」という語の多  
い字を用いたことは、これは省画の問題でなくて、字音の相似による  
筆画といつて然るべきであろう。その点で單孤な例ではあるが、(F)  
の「如一宮」については多大の興味がそそられる。もし、これが遇

然の過失であれば即ちやむ、もし、そうでないとしたら、「女一宮」は  
この筆写当時に「によ」の宮」と呼ばれていたという一証になりはす  
まいか。

但し、そう手堅に言い切つてしまつては虫が好すぎるかも知れな  
い。実は次のような一例もある。

(G) 「女装束」とあるべき所を「如装束」とした例」。

○長保元年十一月二日（古記録本、女装束、自筆本）

右を常識的に「をんな女装束」であるとすると「によ」即「如」の反  
対例にさえる。按するに、源氏物語には、

1. 女のさうぞく（松風）

2. 女のさうぞく（胡蝶・梅枝・若菜上・宿木・手荷）

3. をんなのさうぞくとも（東屋）

4. をんなのさうぞく（竹河・宿木）

とあり、「をんな女装束」という語は見えない。紫式部日記に、  
○女さうぞく

があるが、これは「をんなさうぞく」か「によさうぞく」か明らかで  
ない。「御闘闘白記」の古典全集本には、

(H) 「女装」とだけの語が二見する。

1. 寛弘七年二月二十日「賜女装」。（古記録本、女装束、自  
筆本）

右は「東」字を誤認したものと一應考えられるが、若しかして「に  
よ装」という語が行われたとすると、「女装束」も或は「によ装束」  
という疏解があつたのではないか。従つて「如装束」という代用

書きは「によ」という字音に引かれて起つたのではないかという推測が生れてくる。この序で、御堂関白記に見られる「によ何々」という語に次のようにあることを記しておこう。

1. 女功（によこう、カ）＝長保六年正月六日。
2. 女座（によざか）＝年十二月廿七日。
3. 女媧（によじや）＝寛弘五年正月十六日。
4. 女皇子（によわうじ、カ）＝長和二年七月六日。
5. 女同心（によどうしん、カ）＝長和四年四月四日。
6. 女位記（によゐき、カ）＝長和五年二月十五日。
7. 女院（によゑん）＝長和六年二月十七日。

この外「女樂」は「ちよがく」であろうか、明らかでない。所で、古典全集本の扱った写本が、その解説によれば、明治十七年に「道長自筆本」について写したもの、および明治十八年に「頼通本」について写したもの、この二本に扱つたとあり、古記録本に挙げられた自筆本や古写の諸本との関係が明らかでない。大体、古典全集本の扱つた写本は、これを古記録本の自筆本と較べて見ると、用字に大分の差がある。その差異が誰人の手によって起つたかが問題である。古典全集本に見える「女」「如」代用は道長以外の筆者による古写本を挙げたと見られ、それが或は子息頼通か、少なくとも同時代に近い頃の人物の手によって起つたかが問題である。

(F) の「如一宮」は当時の「によ一の宮」という現実語を反映していたのではないかという推測に有力な資料を提供する。

然し、古記録本の挙げた古写本によれば(F)の通用が消えてしまふから、その限りにおいては、古典全集本の扱つた写本の單なる誤写と考えざるを得なくなる。殊に、今われわれの注目しつつある「如一宮」の推定の如きは全く価値を失うことになる。

即ち、この日記の古写本の所由系統の關係が明らかにならぬ限り御堂関白記に対するわれわれの考察はここで中止せざるを得ない。古記録本の下巻に附される解説にはこれらの關係が明らかにせられるであろうが、まだ見る機会に接しないので、今は問題を提供するにとどめ、姑く後考をまつこととする。

最後に、論者或はいうであろう。源氏物語の時代に「によ三の宮」という読癖が仮りに有つたところが、それは通行の別読みであつて正しくは「をとこ三の宮」に対する「をんな三の宮」であつたに違いない。殊に宮廷生活の寒館を描寫したこの物語においては、優雅な中に格式ある說方が求められるのが当然だから、われわれ後代人は「をんな三の宮」という正説を採用すべきであつて、読癖の有無の如きは今更何の必要があろうかと。それもまことに尤もではあるが、不幸にしてわれわれは源氏物語の中の「女三の宮」が「をんな三の宮」という正しい說方で行われたといふ的確な記録もっては居ない現状である。その反面、後代のものながら「によ三の宮」という讀癖が広く通行していたことを知り、今これを破るべき有力な反証を挙げ得ないとしたならば、伝統に従つてその讀癖を守るべきが言葉の道の常道はあるまい。

以上甚だまとまりの悪い結果になつたが、単に疑問を提起して蒙を啓いて頂くよすがとしただけである。